

【制度の概要】

都道府県が設置する公共職業能力開発施設（職業能力開発校、職業能力開発短期大学校等）の施設の建替や改修、設備の整備に係る経費等について補助（補助率1/2）を実施。

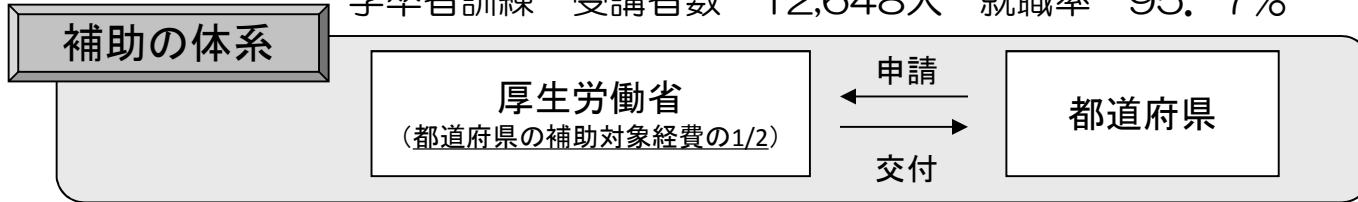
補助対象施設数（H28.4.1現在）：全国170施設

（内訳 職業能力開発校150施設、職業能力開発短期大学校14施設、障害者職業能力開発校6施設）

平成26年度実績：離職者訓練 受講者数 10,108人 就職率 76.4%

在職者訓練 受講者数 51,137人

学卒者訓練 受講者数 12,648人 就職率 95.7%



【改正内容】

平成28年熊本地震により著しい被害を受けた都道府県立職業能力開発校等の円滑な運営を確保するため、その施設又は設備の災害復旧に要する経費について、国から県への補助率を1/2から2/3に引き上げる特例を定めるもの。

特例の対象

平成28年熊本地震に係る災害救助法が適用された市町村に設置された公共職業能力開発施設の施設・設備の災害復旧に要する経費。
具体的な施設は、以下の2か所。

- ・熊本県立技術短期大学校（菊池郡菊陽町大字原水4455-1）
- ・熊本高等技術訓練校（熊本市幸田1-4-1）

国の補助率の引き上げ

| | 国 → 県 |
|-----|-------|
| 現 行 | 1/2 |
| 改正案 | 2/3 |

【施行日】 公布日

認定訓練助成事業費補助金の改正(熊本地震関連)

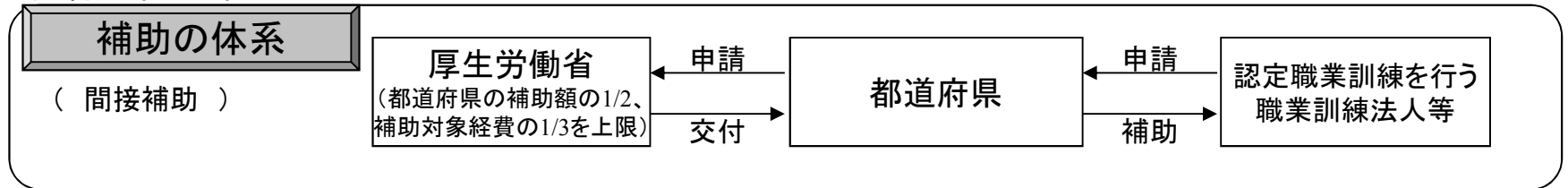
【制度の概要】

1 認定職業訓練

認定職業訓練は、事業主等の行う職業訓練のうち一定水準を満たしたものを都道府県知事が認定したもの(職業能力開発促進法第13条、第24条)。(平成26年度実績: 施設数…1,131施設、訓練生数…約21万7千人)

2 認定職業訓練への補助

認定職業訓練を行う能開法第13条に規定する職業訓練法人等を対象に、助成又は援助を行う都道府県に対し、国がその1/2(補助対象経費の1/3が上限)を補助(運営費、施設費、設備費の3種類)。(雇用保険法施行規則第123条)



【改正内容】 ※平成28年度における暫定措置

熊本県熊本地方を震源とする地震により被害を受けた認定職業訓練校の円滑な運営を図るため、その施設又は設備の災害復旧に要する経費に対する補助について、国1/3、県1/3の負担割合を国1/2、県1/4に改める。(国から県への補助率を1/2から2/3に引き上げる。)

特例の対象

災害救助法適用市町村に所在する認定訓練助成事業費補助金の対象となる職業訓練法人等が設置する認定訓練施設・設備の災害復旧に要する経費。

国の負担割合の引き上げ

| | 国 | 県 |
|-----|-----|-----|
| 現行 | 1/3 | 1/3 |
| 改正案 | 1/2 | 1/4 |

【施行日】 公布日